

一六

復員連絡局長等會同時に於ける連絡事項（規律維持關係）

昭和二十一年九月十八日
法務調査部

1842

目次

一 服務規律の維持に就て

二 法務關係事項に就て

(1) 軍刑法に關する事項

(2) 外地軍法會議發務整理に關する事項

別紙 軍法會議に於て有罪の言渡を受けたる受刑者の釋放に

ついて依命通牒

別冊 服務規律の參考

一、服務規律の維持に就て

服務規律の維持に關しては部内外の狀勢の推移に伴つて形而上下に互り之が根基を失つてをり上級幹部各位の並々ならぬ苦心を推察すると共に其の完璧を期することの至難であることも十分察してゐるが特に次の點に留意せられて此の上ともに指導せられ度い

- (1) 少くも放任、無責任にならぬ様にする
- (2) 社會狀勢の正當なる推移を判斷して善導し反動的にならないこと
- (3) 復員業務が國家全般の爲の業務であることを考へ特に戦友の情誼に基づき形而上下の扶助的業務を徹底して實施することが明日の日本の爲に極めて必要であり之が徹底せらるゝことが一層責任感や道義心を強くし規律維持の根本ともなるものであること

尙細部につきましては別冊服務規律の參考を参照せられ度い

又官吏普通懲戒委員會は復員職に掛けないで内閣の法制局長官を委員とするものを利用することにせられたので必要なものは詳細なる調書を附

して上申せられ度いのであるが從來の慣例觀念とは異なり到底輕易に實
施せられないから豫め承知して置いて置きたい

1845

二、法務關係事項に就て

(1) 最近二、三の新聞紙に於て終つて後一ケ年を経過した今日なほ軍刑法が依然存在し未復員者の犯行に對し過酷なる刑罰が行はれてゐるといふので問題視されてゐるが「ソ」聯關係の未復員や南方に於ても尙相當級の未復員軍人のある現下に於て今直ちに軍刑法を廢止することは今後の復員實施に支障を來す虞あるを以て適當でないと考へてゐる

軍刑法の存置が豫防刑法としての意義の大なるは固より事實之が適用に際しては軍隊の淨化すべき本質と終戦後客觀情勢の激變特に之が復員者の心情に及ぼしある影響とを十分に考慮さるべきは當然である従つて處刑者中昨年十月致せられた恩赦により大赦、特赦、減刑等の恩典に浴しなかつた者及以後の處刑者に對しては前項の趣旨に照し爲し得る限り情狀を酌量すべき措置を執るべきであつて所管廳たる司法省と連絡し假出獄や刑の執行停止の活用に付十分努力してゐる尙聯合國軍の俘虜となり逃亡罪等に依り處斷せられた者に付ては本年

八月三十日司法省より別紙通牒の如く即時釋放の措置が執られた

(2) 外地軍法會議の殘務整理に關しては滿洲及南方地區の大部を除き逐次進捗してゐるが現在尙その機能を繼續してゐるものもあり又復員したものであるが、殘務整理未完了の軍法會議もあるので今後共協力をお願ひし度い。

此の殘務整理上最も重要なことは後續裁判所に對する事務引繼と外地より送還される囚徒の地方刑務所への引渡とであつてその前者に就ては從來中央と現地との連絡不十分な爲動もすれば軍法會議殘務整理責任者にしてその引繼を放置したる憾歸する者もあり又兩者何れの場合に就ても中央に對する報告を怠らざる爲中央に於てその現況を把握出来ないことが多く之が爲業務處理に多大の支障を來してゐるので今後共上陸地支局等の此等に關する業務處理に付適宜協力指導を願ひ度い。

別紙

昭和二一、八、三〇、刑事部刑事第一、一三五二號

軍法會議に於て有罪の言辭を受けたる

受刑者の釋放について依命通牒

軍法會議に於て有罪の言辭を受けた受刑者中、連日の戦争行動に因る過勞や飢餓に苦しんだ揚句、戦線を離脱し聯合國軍の俘虜となつた者等は投降した者等で、逃亡罪等に依り、處斷せられてゐる者が少くない有様であるがポツダム宣言の受諾により情勢の一變した今日尙これ等の者を處刑してゐるのは妥當でないと考へられるので、左記の如き處置を執る事にした。

左記

第一、一九三一年滿洲事變以後現在に到る期間中軍法會議に於て有罪の判決を受け現に刑執行中の者に付て至急調査を遂げた上次に掲げる條項に該當する者は即時釋放する

(一) 其の罪名の如何に拘らず及終戦の前後を問はず聯合國軍の俘虜と

なつた者

（其の罪名の如何に拘らず又終戦の前後を問はず聯合國軍に奔つた者、戦争中なると逃亡中なると其の他理由の如何を問はず聯合國軍の手中に入つた者、外地（本州、北海道、四国、九州及其の附屬島嶼）以外の土地に於ける逃亡者は、反逆のない限り聯合國軍の手中に入つたものとみる（註）

第二、前項に該當する者であつて掠奪、強姦、殺人等の犯罪を伴ふ者については *Conducta in case* として聯合國軍最高司令部と連絡の上個別審査の上釋放の有無を決する

第三、以上の處置は現在拘禁中の者についてのみ執られるものであるが今後海外より送還せられて来る軍法會議に於ける受刑者に付ても其の都度調査の上該當者は右に準じて取計られたい。

第四、右釋放の手續については刑事訴訟法第五百四十六條第七號に據るものとす

第五、右は聯合陸軍最高司令部に報告しなければならぬので釋放の手続を執つた者については其の都度軍法會議名、判決宣告日、被告人の氏名、年齢、本籍、住居、犯罪事實の概要、適用法條等に付て至急本省宛報告を願ひたい。

尙該當者であるかどうか判然しないもの及所謂 *Doubtful case* に付ては至急事情を具して照會せられたいこの件について現地進駐軍と瞭解を遂げることほさしつかへない、この場合において現地進駐軍から特別の指示があつたときはこれに従ふものとするが、之の結果は右に準じ委細本省宛報告を必要とする

註外地に在つて陸軍刑法第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第七十五條、第七十六條、第七十七條等に依り處斷せられた者は聯合國軍の手中に入つたものと看做される場合が多いと思はれる。